

会員の皆様へ

インボイス制度

個別相談会

関商工会議所では、インボイス制度に関する疑問や相談にお答えするための個別相談会を、下記の日程で開催します。お気軽にご相談ください。

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは】

「適格請求書（インボイス）」と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやりとりを行うことで、インボイスを受け取った者のみ消費税の仕入税額控除をできるようにする制度です。令和5年10月1日から導入されました。

【日 時】 **4/12（金）、5/10（金）**

①13:00～ ②14:00～ ③15:00～ ④16:00～（1 枠 1 時間）

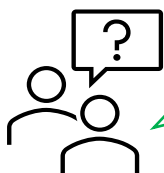
【会 場】 関商工会議所 小会議室 【相談料】 無料

【相談員】 4/12（金）：勝野高司税理士事務所 勝野 高司 氏
5/10（金）：佐藤輝弥税理士事務所 佐藤 輝弥 氏

【こんな疑問を解消します！】

- ・インボイス登録事業者になるためには、どんな手続きが必要なのか？
- ・インボイス発行事業者になったら、どんな義務があるのか？
- ・請求書や領収書の作成方法がわからない…。

<<お気軽にご相談ください！>>



お申し込み方法

右記QRコードからお申し込みください。

QRコードを使用できない方は、事務局までお電話ください。

※ 先着受け付け順です。定員になり次第、締め切ります。

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



※本相談会は、事業環境変化対応型支援事業の一環として開催します。

《問い合わせ先》 関商工会議所 中小企業相談所 TEL:0575-22-2266 担当：海老澤